

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第2回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会
開 催 日 時	平成27年5月28日(木) 午前10時～午後0時
開 催 場 所	市役所 4階 中部地区会館 401大集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：河津座長、長田副座長、野崎委員、栗原委員、高橋委員、小谷委員、堀越委員、若杉委員、佐藤委員、加藤委員、藤崎委員、木下委員、大平委員、小川委員 欠席者：吉富委員 事務局：健康福祉部長、地域福祉課長、避難行動要支援者計画担当課長、地域福祉課主査(地域福祉グループ)、地域福祉課主任(地域福祉グループ)、コンサルタント(2名)
報 告 事 項	(1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について (2) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について (3) その他
議 題	(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討について (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 地域福祉計画の素案(第1章～第3章)の検討については、次回懇談会にて行うこととする。 (2) 次回の開催日は、6月25日(木)午前9時30分からとする。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局)	※ 議事進行前に、事務局から配付資料の確認が行われた。 報告事項 (1) 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)について【説明要旨】(参考「資料1 第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」) ● 「第1回武蔵村山市地域福祉計画策定懇談会の会議録(要旨)」については、資料1のとおりである。修正などがあれば、本日から一週間程度を目途に事務局までご連絡いただきたい。修正があれば修正の上、会議録(要旨)を確定し、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針第11条及び第12条の規定に基づき、市政情報コーナー及び市のホームページ上で公開させていただく。 (2) 第1回地域福祉計画策定懇談会における指摘事項について【説明要旨】(参考「別紙1 地域福祉計画の策定背景と意義及び他計画との関係性」) ● 第1回策定懇談会にて、委員の皆様からご指摘を受けた箇所について、5月22日に開催した職員で構成する策定委員会で検討したので報告する。 まず、1点目は、地域福祉計画の策定背景と意義の整理についてである。 市町村地域福祉計画には、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することが求められている。また、平成20年3月に、国が報告書としてまとめた『地域における「新たな支え合い」を求めて-住民と行政の協働による新しい福祉-』においても、地域における現行

の仕組みでは対応しきれない多様な生活課題に対応する考え方として、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付ける必要性がうたわれており、地域福祉を進める上での計画の策定が求められている。

以上が策定の背景と意義である。

次に、2点目は、地域福祉計画と福祉等の各個別計画との関係性についてである。

地域福祉計画策定における計画の方向性（位置付け）に関しては、「(1) 地域福祉計画を最上位計画とする場合」、「(2) 地域福祉計画が各福祉計画を横断（連携）する場合」及び「(3) 地域福祉計画を各福祉計画と同列にする場合」の3つが一般的に考えられる。地域福祉計画は、地域福祉の推進の主体である住民や事業者等と連携・協力し既存の各個別計画によって整備される施設や制度をどのように活用していくかといった視点から見直しを行うことで、地域の要支援者の課題の解決を図るための計画であり、例えば、生活困窮者の自立支援といった、現状どの個別計画でもうたっていない制度の隙間を埋めることはもちろんとして、高齢者や障害者といった対象を限定した各個別計画の施策だけでは、解決できない複雑に絡み合った地域課題について、個別計画同士の連携を深めることにより解決を図ることを目的としている。

以上のことから、計画の性格については、(2)のとおり、地域福祉計画が各福祉計画各個別計画と横断的に連携を図る役割を担う必要があると考えている。

次に、3点目、第三次地域福祉計画の中間報告資料を提示する件についてである。

こちらについては、次回懇談会までに資料を作成し、委員の皆様へ提示する予定である。

最後に、4点目、「地域福祉エリア」の再設定については、次の議題の中で審議していただきたいと考えている。

【主な意見等】

- （座長） それでは別紙1について、何か意見等はあるか。
- 別紙1の3ページ、鍵カッコが抜けている箇所がある。
- 指摘の通り修正する。
- 現行の地域福祉計画は、(1)から(3)のどれに該当するのか。
- 一次計画は(3)の並列的な考え方、二次計画は(1)の上位計画として策定し、三次計画からは(2)の各個別計画を横断・連携する計画として策定しており、四次計画についても三次計画と同様の位置付けで策定する。
- 第一次地域福祉計画は平成7年に策定したが、国の法制度が整備される以前であったため、平成18年に策定した第二次地域福祉計画が、国の法律に基づく正式な地域福祉計画である。第二次計画は、福祉保健関連計画の最上位計画としての立場から連携を図る目的で策定され、高齢者、障害者、児童などの各計画を内包していた。
しかし、内包する計画の期間が統一されていなかったことや、各個別計画の根拠法令が整備されたことにより、第二次計画の最終年度においては、内包していた計画が個別の計画冊子として策定されている状況となっていたため、第三次計画策定時には横断的な連携を図る計画として策定したという経緯があった。
- （座長） 東京都の地域福祉計画の策定が平成3年だったかと思うが、これは都・市町村・市民の三相の計画が補完しあい、地域福祉が

推進できるという考え方の下、策定された。出来るだけ市民が地域で生活でき、市民同士が協力しあうという考え方であるが、その後、国が 2000 年に作った社会福祉法に基づく地域福祉計画と、この考え方に大きな違いはない。家族や地域の絆が薄れる中、税金を使って公的なサービスを増やすだけでなく、地域で暮らす幸せ、人と人とのつながりがあったら始めて我々は幸せを感じるということのないがしるには出来ないというところが、地域福祉計画策定の背景であった。

社会福祉法に定める地域福祉計画は、あくまでも上位計画としての位置付けとなっている。社会福祉法の掲げる 3 つの目的は、行政が自前でやることには限界がある、民間企業や NPO の参入を促し、健全な事業者を育てる、企業の参入を想定し、住民の権利を守る、住民同士の支えあいが最も大事であるということである。

その下に各計画がぶら下がるが、全ての行政施策が計画に含まれているわけではなく、例えば生活保護などは計画に入っていない。そういった計画から落ちてしまっている部分の穴埋めをするのが地域福祉計画であるというのは違うのではないか。あくまでも全体の基本理念、共通の方針を持ち、それぞれの計画だけでなく計画外のものや、市民の活動についても、共通の理念を尊重して進めていこうというのが地域福祉計画であるとする。

- 各計画の根拠となる法律をまたいで策定するのであれば、何かの施策や事業実施の際に、障害が起きることはないのか。例えば各計画が拾い上げられないグレーゾーンが発生した場合に、法律が邪魔をしてあとは住民で行ってください、ということにならないか。
- 事務局としては、今回の計画は生活困窮者自立支援法に係る部分など他の制度で扱っていないものを入れて、各計画を補完し、連携を図るための計画として考えている。そのため、他の計画が規定していることを地域福祉計画がどうこうするという事はない。
- (座長) 各計画で法律によって縛られていることは当然ある。個々の事例にあわせて関係機関の連携の中で処理していくことになるが、地域福祉計画がどこまで拘束力を持つかという点、基本的には地域で生活し続けられるように皆で協力しながらやっていくことを、基本理念や方針として示すものである。その他、地域福祉計画にどこまでの内容を盛り込むかと言うことがあるが、関連計画の主な数値だけ載せているものもあれば、関連する計画の主な部分を全て計画の中に載せてしまっているものもある。介護保険や子育て関連の計画などは、数値を出して計画が達成できたかどうかをローリングして検証していくということになっている。前回の第 3 次計画では、横割りのなまちづくりの推進に関する事項はある程度うたわれているが、個別計画についてはあまり載せていないようである。
- 色々な分野を貫くということであれば、どうしても法律の壁があるのではないか。そういった壁や矛盾を調整するのであれば、この計画は上位の計画ということになるのだろうし、具体的な組織・システムが必要なのではないかと思う。
- (座長) そういった矛盾を経験したことはあるか。
- 矛盾と言うわけではないが、業務上直面する問題の代表的なものとして 65 歳問題がある。障害福祉より介護保険が優先されるため、単純に介護保険に移ってしまうとサービス料が下がってしまって生活できない。その都度相談しながら個別に様々な対応をとっている。
- (座長) 計画の位置付けについてはいかがか。上位計画で行くのか横串的な考え方でいくのか。

- ここまでの話からすれば、上位計画として位置付けたほうがいいのではないかと思う。
- (座長) やはり、理念的なもの掲げるのであれば上位計画になるのだろう。最終的には行政が判断をすることであるが、懇談会としての意見はここでとりまとめた。
- 計画の方向性の前に、まずは計画の目的・考え方について、委員の認識の統一を図ったほうが良い。地域の要支援者の課題の解決を図っていく、隙間・グレーゾーンをすくい上げていくのであれば、(2)ではないかと思うが、すくい上げの部分を前提に、関連計画も内包する計画であるという統一の認識が取れるなら、(1)の位置付けでも良いと考える。ただ、形だけ関連計画を内包した計画になってしまうのではないかという危惧はある。計画の目的としては、地域住民の力というものが非常に大きなものになってきているので、これを位置付ける内容の計画になれば良いと考える。
- (座長) 狭間・グレーゾーンのすくい上げに関しては、理念にはならなくても、その下の視点や方向性の部分に書き込むことは出来るだろうし、非常に重要なことである。
- 今回、生活困窮者自立支援法が一つの目玉であると思う。その意味で、拾っていくという部分は必要な考え方だと思う。
- 生活困窮者の自立支援に関する内容は、地域福祉計画の中で方向性等を示すことになる。
- 計画の位置付けとしては(1)だと思うが、実際のところ連携は必要。ただ、横串にしてしまうと責任の所在が不明確になるのではないか。
- (座長) どちらに重点を置くかということだと思う。全体の目標を掲げる中で、それぞれがばらばらで良いわけではなく、当然横串の連携も入る。それではどちらが良いか多数決で懇談会としての意見をとりまとめた。

※(1)と(2)、どちらが良いか挙手を求めた結果、(1)が多数であり、会としては、(1)上位計画として位置付ける形が望ましいとする結果となった。

- 結局、現行の仕組みで対応しきれない課題について、計画内に明記されないまま進んで行った場合、計画としての効果が期待できるのか、という疑問がある。
- (座長) まさにこれから、計画の中身を確定させていく。基本的には現行計画をベースにすることになるが、新たな課題について今後盛り込んでいくことは十分可能である。地域福祉計画は、市民全体の幸せのための計画であり、一人でも落ちこぼれることがないようにしていくことが原則である。生活困窮者自立支援法に関連して、国が明記することを求めているのであれば、生活保護に陥る前に職業紹介や一時手当て等の支給で出来る限り支えていこう、という基本的な考え方を盛り込むことは必要であろう。
- グレーゾーンがはっきりしないまま、単に住民参加といってもそれは行政の甘えではないか。
- (座長) 市民の方では、社協を中心に市民活動計画を作っているはずである。
- 住民参加とは、自治会レベルでの話なのか、それとも個人レベルでの話なのか。
- 民生委員、NPO、自治会、個人も含めて住民参加という認識であ

る。

- 武蔵村山市は自治会の加入率が 23%くらい。東大和市であれば 40%くらいなので、近隣市町の中ではかなり低い数値となっている。圧倒的多数が自治会に入っていない方々という状況であり、アンケートの結果でもあまり近所づきあいを求めないとの回答が多数となっている。そういった方々に、どのように働きかけていくかが重要と考える。
- (座長) 現行計画では「市が行うこと」「市民にできること」「事業者ができること」となっており、行政の責任は果たそうという意味合いを見て取れる。日本全体で、地域で動ける方が減ってきている中、武蔵村山市の中でも、昔ながらの地域が生きているところと、集合住宅が立ち並んだところでは、温度差があるだろう。また、市民に参加を義務付けるようなことになると、本来の趣旨から外れてきてしまう。現実には当てはめると困難な問題ではあるが、これを解決できればすばらしい計画になるのだと思う。
- (座長) 報告事項 3 点目、現行計画の中間報告資料については、これまでまだ 2 回しか議論していないが作成は可能なのか。
- 現行計画の第 4 章関連の目標数値について、各課に照会をし、中間報告資料としてお示ししたいと考えている。

(3) その他

- 特になし。
- 【主な意見等】
- 特になし。

議題

(1) 地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について

【説明要旨】（参考「資料 2 計画の基本的事項」「資料 3 武蔵村山市の現状」「資料 4 計画の基本的な考え方」）

- 議題(1) 「地域福祉計画の素案（第 1 章～第 3 章）の検討について」先ほど報告の通り、地域福祉計画については、各福祉計画を横断（連携）する計画として考えているが、報告の際に色々と意見・指摘をいただいたため、再度検討を行うこととする。

まずは、資料 3 「第 1 章 計画の基本的事項」、13 ページ「1 計画策定の背景と趣旨」について、地域福祉計画が策定されるようになった一般的な事柄と背景、近年における社会や制度の変化と地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組み作りといった、地域福祉計画の策定の必要性が述べられているため、ご理解いただきたい。

14 ページ「2 計画の性格と位置付け」については、先ほど報告事項で意見をいただいたため省略させていただく。

15 ページ「3 計画の期間」については、平成 32 年度までの 5 年間とする。

17 ページ資料 4 「第 2 章 武蔵村山市の現状」から、19 ページ「第 1 節 地域福祉の現状」における、素案中の「データ」については、現段階で関係各課へ調査した結果を記載している。基準日の関係等から空白の部分については、今後、関係各課と調整出来次第挿入する予定である。

「1 地域福祉の現状」については、現行計画の内容更新を行い、この 5 年間で新しく実施された事業等を踏まえて作成している。

具体的には、「(1) 相談体制の充実」として市民なやみごと相談窓

口の設置に伴う事業実施状況について記載し、次に、「(2) 情報提供と広報、啓発の推進」として、福祉情報の発信等について記載、また、公式ツイッター及び公式フェイスブックページにおける情報の配信について新しく記載した。

20ページ「(3) 民生・児童委員の活動」として、これまで計画書などに具体的には記載されてこなかった地域福祉の主な担い手である民生・児童委員について、新しく記載した。

21ページ「(4) 市民活動への支援」として、NPO法人やボランティア活動について記載しており、NPO法人数については、この5年間では大幅な数字の増加がないため、法律で定義された年度の翌年である平成12年を基準として、推移を記載した。

次に、「(5) 権利擁護の推進」として、平成22年に開始した「福祉サービス総合支援事業」、平成25年に拡大した「地域福祉権利擁護事業」及び成年後見制度に関する内容を新しく記載した。

次に、「(6) 福祉のまちづくりの促進」として、バリアフリー等の取組状況について記載し、また、実証実験運行が開始された「むらタク」についての内容を新しく記載した。

次に、「(7) 防災や安全・安心への取組」として、災害対策基本法の一部改正に伴う、避難行動要支援者名簿に関する記載や、スクアードストレイト方式による体験型交通安全教室に関する内容を新しく記載した。

次に、「(8) 福祉教育・学習」として、特別支援学級との交流等についての内容を、新しく記載した。

24ページ「2 高齢者福祉及び介護保険事業」、27ページ「3 障害者福祉」及び31ページ「4 子育て支援」の項目については、平成26年度までの情報を更新しているが、今後、最新のデータを収集する予定であるため、説明は割愛する。

35ページ「5 保健医療」の項目については、現行計画策定後に、健康増進計画が策定されたため、記載内容については、健康増進計画との整合を図る形で修正した。

36ページ「第2節 「市民意識調査」(三者比較表)」については、昨年12月に実施した市民意識調査の結果を記載した。前回配布した市民意識調査結果報告書では、一般市民、要支援・要介護認定者及び障害者の3区分の内容を各個別にまとめているが、本計画においては、この3区分の内容を比較できるように集約して記載する予定である。

次に、49ページ資料5「第3章 計画の基本的な考え方」から、51ページ「第1節 計画の基本理念と基本視点」についてである。

基本理念と基本視点では、現行計画を「市民と事業者と市の計画」として位置付け、同じ目線で福祉活動をするための道しるべとして、基本理念である「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」の実現を目指してきた。

1章でも近年、社会や制度に変化はあったが、地域の問題を解決するためには、市民・事業者・市が単独で活動を行うだけでは、不十分であり、地域を構成する全ての人々が、お互いに連携し、福祉活動を推進することが必要なことには変わりはない状況である。

事務局としては、引き続き同じ基本理念と基本視点をもって、計画を推進していきたいと考えているため、内容については現行計画のまま記載している。

しかし、前回、委員より同じ目線という表現が果たして的確なのか

という意見をいただいたため、庁内の策定委員会で意見を求めた結果、同じ目標に向かって連携・協働していくことをうたっているものであり、このままでも差支えないのではないかと結論となった。

その後、策定懇談会委員から、そもそも立ち位置が違うことを前提とすれば、同じ目線という言葉は適当でないのではないかと考えるため、「同じ方向をめざして」「同じゴールをめざして」等に変更してはいかがか、と意見表で提案をいただいたため、引き続き検討事項とさせていただきたい。

53ページ「第2節 計画の基本目標と施策の体系」については、54ページ「2 施策の体系」を先に説明させていただくが、基本理念を実現するための柱として、4つの基本目標を設定しており、その基本目標ごとに具体的な施策を「取組の方向」として記載している。

「取組の方向」については、現行計画策定時に保健分野の個別計画が策定されていなかったこともあり、基本目標の1つに「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまちづくり」を掲げていたが、その後、健康増進計画が策定されたことや生活困窮者自立支援法の施行及び市民なやみごと相談窓口の開設等も考慮して、基本目標と取組の方向を整理した。

53ページ「取組の方向」については、整合する形で「基本目標」を掲げているため、説明は割愛する。

続いて、55ページ「第3節 エリア設定の考え方と将来人口推計」については、先ほど報告事項でも申し上げたが、前回の懇談会において、委員の皆様より地域福祉計画の基本理念では、「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」と掲げているにも関わらず、地域福祉エリアは大きな4つに分けられており、身近ではないと感じられるとのことで、エリア設定当初の考え方の報告と検討について指摘があった。

当該エリア設定の経緯については、平成6年2月に策定された「武蔵村山市老人保健福祉計画」でおおむね2万人を各エリアの目標人口に設定し、①第2老人福祉館区域及び第4老人福祉館区域を「現在の西部エリア」、②第3老人福祉館区域及び第5老人福祉館区域を「現在の北部エリアに新青梅街道より南側の学園1丁目から2丁目及び榎3丁目を加えたエリア」、③第一老人福祉館区域を「現在の南部エリア（先ほどの北部エリアを除く）」と緑が丘エリア」として最初に設定した。その後、平成8年2月に策定された「武蔵村山市第一次地域福祉計画」においても、同様のエリアを設置し、平成18年3月に策定された「武蔵村山市第二次地域福祉計画」において、日常生活における行動範囲や生活環境条件等を考慮して、北部エリアの新青梅街道より南側の学園1丁目から2丁目及び榎3丁目を南部エリアとする現行の4つのエリアに区分した経過がある。

事務局としては、現行の西部エリアに住む市民の活動範囲として、新青梅街道を越えた区域での活動が考えられないこと等を理由として高齢福祉課と調整を行い、懇談会委員の意見を反映し、地域福祉計画の理念を実現するために今回新しく「北西部エリア」を設置したい旨の話を庁内の策定委員会に諮ったが、地域福祉エリアは再設定しないこととなった。

再設定しない理由として、本エリアと同一のエリアを位置付けている計画として、介護保険事業計画があり、その計画の中では「日常生活圏域」という形で、同一のエリアを位置付けている。この介護保険事業計画上の「日常生活圏域」は、その圏域、つまりエリアにおい

て、高齢者施設や居宅サービスの事業目標量などが設定されており、最終的には介護保険料に結びついていることから、武蔵村山市の福祉におけるエリアを二重設定し、市民や事業者が混同・混乱を招かないよう配慮することも必要であると考え、地域福祉エリアは現行のままとさせていただきたいので、ご理解いただきたい。

次に、56ページ「2 将来人口推計」については、上位計画である長期総合計画との整合性を図る形で掲載していく予定であるため、説明は割愛する。

【主な意見等】

- (座長) それでは、まずは地域福祉エリアの設定について、確認しておきたい事項はあるか。
- それでは変更した55ページは全面的に元に戻ることになるのか。
- たたき台として本日の資料を策定委員会に諮ったが、先に述べたとおり市民・事業者が混乱しないよう、エリアは現行のままとしたい。
- (座長) 高齢者の場合は、人口2万人程度の1小学校区内などで、さまざまな在宅サービスを受けられて、可能ならエリア内に特別養護老人ホームが整備されていることが理想といえる。しかし、子どもの場合はあまりエリアを分けてしまうと、サービスの提供・利用に不都合が出かねない。実務的には、日常生活圏域のエリア分けがやりやすいということだと思うがいかがか。
- 西部地域は広くて移動が大変という話を聞くことはある。ただ、サービスの質が確保され、実際に福祉に関わっている方々が納得するのであれば、現行のままでも良いと思う。
- (座長) 介護保険などはエリアの中でサービス供給するという考え方であり、一方子どもに関しては、エリアで区切られて隣の保育所に通えないといった弊害も考えられるため、細かく区切ればよいということでもない。ただ、介護保険のエリアをそのまま他の計画に当てはめて、実際的な意味がどこまであるのかは難しいところである。
- 高齢者を対象に介護予防の活動を行っているが、エリアごとに平等かどうかは疑問である。やはり高齢になると、基本は自分が徒歩でいける場所にしか行かれなくなる。こちらから自宅に訪問することを提案することもあるが、多くの方は自ら相談に来たいと希望される。西部エリアなどは、他のエリアと比較にならない広さ。北部エリアが出来た際には、とても利用しやすくなったという声が多く上がったように思う。エリア分けをすれば解決するというのではないとは思いますが、せめてもう少し気軽に相談できるようになったらいい。
- (座長) この会として、あくまで今回5エリアを希望するのか、それとも現状を踏まえて将来的に5エリアへの変更を希望するか、といったところかと思うがいかがか。
- 実際地域性はエリアごとに違う。北西部エリアなどは旧村エリアであり、家族で同居している家庭が多い。そのため、要介護の認定者や福祉サービスの利用者が少ないエリアである。サービスの供給という点では、さらにエリアを分けたほうが良いということがあるかもしれないが、仮に新たに設定したエリアに施設を整備する必要があるとすれば市の財源的な問題もある。また、西部エリアの中でもさらに小さなエリアごとに地域性は異なるため、既にそれに合わせた対応は始めている。その他、相談件数の増加にあわせて職員を1名増員した。ただし、やはり西部エリアの広さは移動の際につらい部分がある。それでも、待つのではなく、こちらから積極的に訪問するなど、エリアご

とに分けて考えて対応していきたい。

- 住民参加の面では、ある程度地域性は考慮しつつ、5エリア程度には分けたほうがいいのではないか。
- 地域包括支援センターとの関係で、これ以上エリアを増やせないということはあるのか。
- 地域包括支援センターに関しては担当課が別なので、今回の計画で地域福祉エリアを新たに分割・設定したからといって、地域包括支援センターを新たに設置しなければならないということではない。市民の混乱を招かないように、介護保険法におけるエリアは4つだが、地域福祉計画を策定する上では、もう少し細かくエリア設定するという表記をすれば、混乱はないのではないか。
- (座長) 条件をつけて、話し合いをする際は5エリアにするなどの対応は可能ではないか。
- 計画上のエリアは4つと考えて、身近な地域については、状況によって広がったり小さくなったりするものであるという考え方もある。
- (座長) 地域福祉懇談会などを作った場合には、5エリアやもっと細かくすることも出来るだろう。ただ、具体的なサービスのことを考えた場合、4エリアは崩したくないということか。それでは、地域福祉エリアは現行の4エリアのままとし、市民活動のエリアについては、また別途設定することを検討していくこととしたい。
- (座長) 次に、素案(第1章～第3章)の内容についてであるが、13ページ第1節は、自殺・ホームレス・家庭内暴力・虐待等の複雑さなどがあげられているが、あまり細かいことにとらわれず、少子高齢化の波、自営業者の減少や第1次産業の衰退といった、もう少し大きな流れを記述してはどうか。集合住宅の匿名性や個人の価値観の多様化は悪いことではないし、プライバシーに関する意識の高まりについても当然のことである。こういったことを悪いニュアンスで使うのは表現としてどうか。例えば息子世帯と同居を希望しない世帯も増えている。別居はしていても、親世帯から色々な手助けは当然するのであって、そういった現代的なものを表現する文言がもう少しあっても良いのではないか。

第2章の現状については、間違っているところがあれば訂正する必要があるが、議論をする箇所でもない。重要なのはやはり第3章の計画の基本的な考え方のところであるので、ここに関しては次回改めて議論させていただきたい。
- 13ページ10行目「東日本大震災」とあるが、これを「東日本大震災とそれに伴う福島第一原発事故」に修正できないか。現在もまだ避難生活を続けている方がたくさんいるにもかかわらず、そのことが忘れられかけているのではないかと思う。東日本大震災について記述するのであれば、原発事故は避けて通れないものであるはず。
- 19ページ「市民なやみごと相談窓口を設置」とあるが、どこに設置しているか分かるような記載に変えられないか。
- これは地域福祉課の所管なので、もうすこしPRできるように努めたい。
- (座長) それでは、こういった表現にするかについては時間の関係もあり本日は議論できないので、意見があったことは記録して後日検討をお願いします。
- 23ページ、防災や安全・安心への取組について、まずは何よりも自分の身・命を守ることが大事だということをいれた方が良いのではないか。

